

# 2022年度（令和4年度） 生徒指導規程

福山市立蔵王小学校

## 第1章 総則

### 第1条【目的】

この規程は学校教育目標の達成に向けて、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという目的により必要な事項を定める。

### 第2条【生徒指導の基本方針】

生徒指導は、児童に望ましい生き方を身に付けさせるために重要な役割を担うと共に、進路を保障する上において、欠くことのできないものである。本校では、児童の実態を踏まえて、児童の人格を尊重し、個性の伸長を図ると共に、個々の特性を生かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるような資質・能力の向上を図るために生徒指導をすすめる。

実践においては、児童自ら判断し、行動し、その結果に責任を持つという自己指導力を育みながら、望ましい基本的生活習慣を身に付けていく成長を支援していく視点を大切にするものである。

## 第2章 学校生活に関すること

### 第3条【登下校】

- (1) 登下校は原則徒歩とし、交通ルールを守り、安全のために決められた通学路を通り登校班で登校する。
- (2) 〈登校〉午前8時をめやすに登校する。始業時刻は8時25分とする。  
登校後は、無断で学校の外に出ない。忘れ物は、取りに帰らない。
- (3) 〈下校〉学年下校をする。

### 第4条【欠席・遅刻・早退】

- (1) 遅刻・欠席の連絡は、連絡帳あるいは電話を用いて必ず保護者が8時20分までに行う。
- (2) 早退は体調不良等、妥当な理由がある場合認める。その際、学校は必ず家庭連絡を行う。

### 第5条【身だしなみ】

- (1) 〈服装〉制服は、「蔵王小学校生活のきまり」に則る。

夏	・白ポロシャツもしくは、セーラーシャツ ・規定ズボンもしくは、規定スカート
冬	・規定上着, 白ポロシャツ ・規定ズボンもしくは、規定スカート
共通	名札…左胸につける 帽子…校章入りのもの 靴…白の運動靴 長靴に規定はないものとする 上履き…白シューズ（つま先は色が着いていても良い）

- ・手袋、マフラー、タイツ、長ズボン（気象状況により各自判断して着用する。）
  - ・上着の下に着るセーター等は、上着から襟や裾が出ないもの。（フードは不可とする。）
- (2) 〈頭髪〉頭髪は、学習の妨げにならない髪型とする。肩にかかる場合は、安全で華美にならないゴムで結ぶ。
  - (3) 〈染色〉染色、脱色など小学生にふさわしくない頭髪をしない。

### 第6条【持ち物】

- (1) 学習に必要なのない物（携帯電話・ゲーム機器・携帯音楽機器・シャープペンシル・マンガ・雑誌・アクセサリ・マスコット・お菓子・おもちゃ等）は全て不要物とみなし、校内への持ち込みを禁止する。

## 第7条【器物破損】

(1) 学校の用具・備品を壊した場合は、実費の弁済を求めることがある。

## 第8条【授業規律】

(1) 授業中、私語や指導無視等で他の児童の授業を妨げる行為はしない。

## 第9条【保健室の利用】

(1) 原則として、担任・授業者・養護教諭の許可を得て利用する。

(2) 緊急でない限り、休憩時間に利用する。

(3) 保健室においては、養護教諭の指示・指導に従う。従わない場合は、保健室の利用はできない。

## 第3章 校外生活に関すること

### 第10条【外出・金銭】

(1) 学区外に用事があるときは、保護者の責任のもとで許可を得ていく。

(2) 帰宅時刻のきまり 夏時間（4月～9月） 午後6時  
冬時間（10月～3月）午後5時 を守る。

## 第4章 特別な指導に関すること

### 第11条【目的】

特別な指導は教室を離れて別室で行う指導で、通常の教育活動では十分な効果が得られず、他の児童の教育活動の妨げになると学校が判断した場合に、自らの行動を振り返らせ、適正な行動をさせることを目的とする。また、法律の定めに則り、児童虐待や育児放棄が疑われる場合は、学校から関係機関と連携する。

### 第12条【特別な指導の対象】

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| (1) 法令・法規に違反する触法行為 | (2) 本校が定める事象         |
| ① 暴力行為（対教師・対児童）    | ① いじめの加害者            |
| ② 喫煙・飲酒            | ② 著しい授業妨害            |
| ③ 窃盗・万引き           | （指導に従わないなどの指導無視及び暴言） |
| ④ 建造物・器物破損行為       | ③ その他、本校の規則等に違反する行為  |
| ⑤ 火器の使用            |                      |
| ⑥ その他法令・法規に違反する行為  |                      |

### 第13条【特別な指導の内容と方法】

(1) 特別な指導は、複数の教職員であたり、事実確認・説諭・謝罪指導など発達段階に応じた指導を行う。

(2) 特別な指導を行った場合は、保護者と連携し、事実や指導内容等を伝える。必要に応じて保護者に来校していただく場合もある。

(3) 特別な指導は、必要に応じて、関係機関との連携も行う。

### 附則

- 1 この規程は2012年（平成24年）1月31日より実施する。
- 2 この規程は2017年（平成29年）4月1日一部改正する。
- 3 この規程は2019年（平成31年）4月1日一部改正する。
- 4 この規定は2020年（令和2年）4月1日一部改正する。